

News Release

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK: 945

報道関係者各位

2019年11月29日

マニユライフ生命、新たな外貨建終身保険 『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』を三菱 UFJ 銀行で発売

- 契約後一定期間の死亡保障を抑えることで、将来の保障をより手厚く確保
- 積立金額が死亡保障額に達したあとは積立金額の増加に伴い、死亡保障も増加
- 保険料の払込期間が満了したら、将来の死亡保障にかえて年金での受取が可能

マニユライフ生命保険株式会社(取締役代表執行役社長兼 CEO: 吉住公一郎、本社: 東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、無配当外貨建特別終身保険(積立利率変動型) ペットネーム『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』を、2019年12月2日より、株式会社三菱 UFJ 銀行(取締役頭取執行役員: 三毛兼承)を通じて発売いたします。

人生 100 年時代といわれ、高齢化や定年退職年齢の変化に伴ってライフスタイルが多様化するなか、万が一への備えを確保しながら、将来に向けて資金を準備できる終身保険商品へのニーズが高まっています。『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』は、こうしたニーズに応える終身保険です。契約後一定期間の死亡保障を抑えることで、将来の保障をより手厚く確保することができ、さらに、積立金額があらかじめ設定した死亡保障額に到達したあとは、積立金額の増加に応じて保障も増加していきます。積立金の運用は外貨で行うので、海外の金利を活用した効果が期待できます。

生き方や働き方が多様化するなか、マニユライフ生命は、自分らしい、これからの生き方を「Life 2.0」と名付けました。皆さまの「Life 2.0」をサポートするため、マニユライフ生命は今後も先進的な商品およびサービスの提供に取り組んでまいります。

『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』の特長^{*1}

- 1. 契約後一定期間の死亡保障を抑えることで、将来の保障をより充実させることができます。**
 - 保険期間が、死亡保障を抑えた「第 1 保険期間」と、契約時に定めた基本保険金額^{*2}が保証される「第 2 保険期間」に分かれています。
 - 将来の手厚い保障への準備期間としての第 1 保険期間は 5 年、10 年からお選びいただけます。
- 2. 積立金額^{*3}が基本保険金額以上になると、積立金の増加に応じて保障が充実していきます。**
 - 第 2 保険期間中に積立金額が基本保険金額以上になった場合の死亡保険金額は、「積立金額×1.01」の金額となります。
- 3. 海外の金利を活用した運用効果が期待できます。**
 - 契約通貨を米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。
 - 保険金や解約返戻金は、契約通貨または円で受け取る^{*4}ことができます。
- 4. 加入後も積立利率は毎月更改、最低保証があるので安心です。**
 - 積立利率は毎月見直され、市場金利の変動に弾力的に対応します。
 - 米ドル・豪ドルともに、積立利率が最低保証積立利率(年 1.5%^{*5})を下回ることはありません。
- 5. 前納利率は毎月設定されます。**
 - 保険料を全期前納した場合には、その保険料(前納保険料)に前納利率が適用されます。
 - 契約に適用される前納利率は、契約後更改されることはありません。

6. 年金で受け取ることもできます。

- 保険料の払込期間が満了したら、将来の死亡保障にかえて、年金で受け取ることができます。
- 保障額の一部をご家族のために確保し、残りをご自身への年金として受け取ることも可能です。
- 年金は円でお支払いします。

*1 この保険にかかる費用とリスクの詳細は別紙 6 ページをご覧ください。

*2 基本保険金額は、第 2 保険期間中の死亡保険金額として、契約時に定める金額をいいます。ただし、契約後に減額されたときは、減額後の金額をいいます。

*3 積立金額は、払い込まれた保険料および経過年月数により、保険関係費を控除したあと、積立利率を適用して計算されます。

*4 「円支払特約 E 型」を付加した場合。その際、マニユライフ生命所定の為替レートが適用されます。

*5 2019 年 12 月 2 日時点。

本商品の詳細は別紙を参照ください。

また、当社の公式ウェブサイト(www.manulife.co.jp)上に、本商品のウェブページが 12 月 2 日に公開されます。

マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業で、2019 年、設立 20 周年を迎えました。プランライト・アドバイザー(自社営業職員)、金融機関、代理店の 3 つの販売チャネルを通じて、法人ならびに個人のお客さまへ、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。詳細はホームページ(www.manulife.co.jp)をご覧ください。自分らしい、これからの生き方「Life 2.0」を応援するウェブサイト「Life 2.0 ガイド」(<https://life2.0guide.jp/>)や各種公式 SNS ページ: [Facebook](#)、[Twitter \(@ManulifeJapan\)](#)、[Instagram \(@manulifejapan\)](#) で情報発信しています。



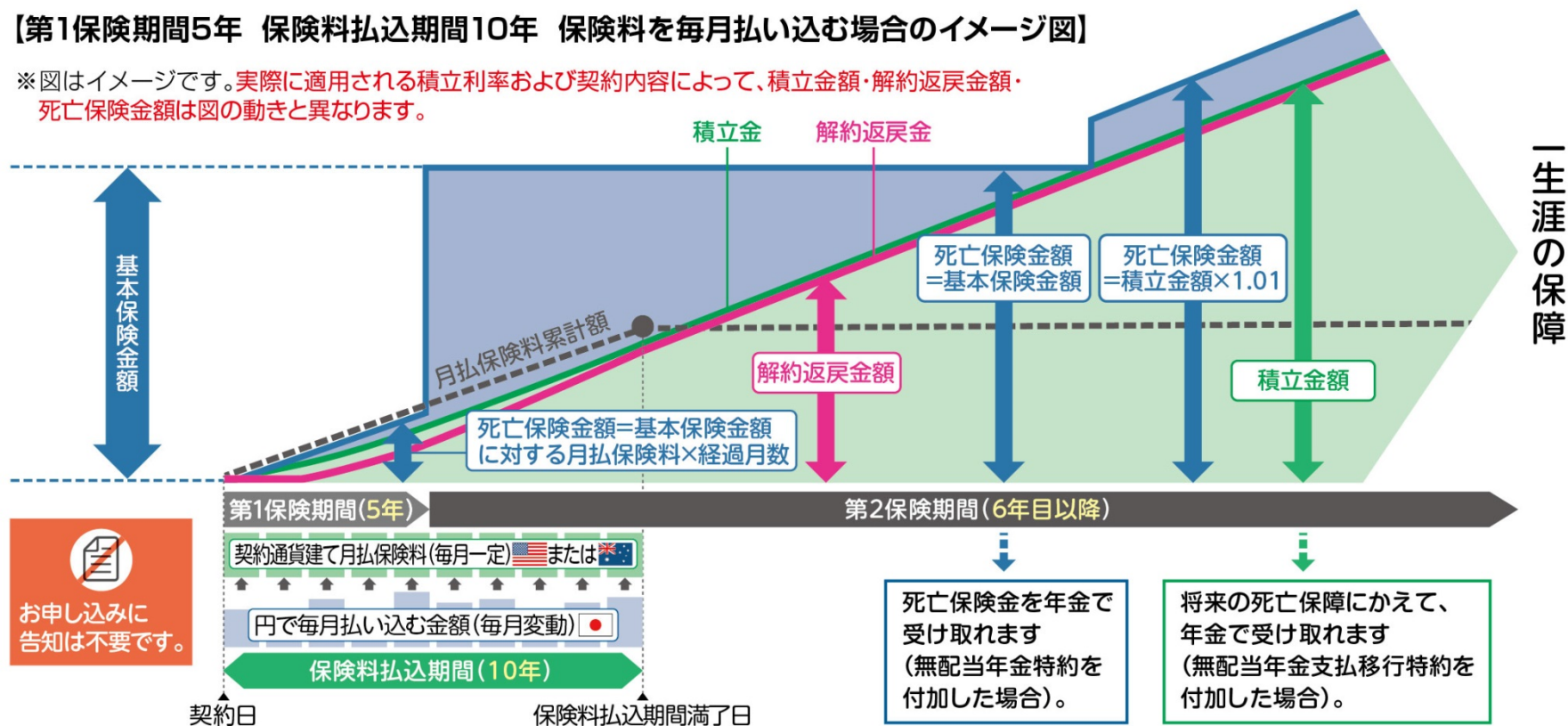
「Life 2.0」とは

人生 100 年時代と言われ、生き方や働き方が多様化する現在において、マニユライフ生命は、皆さまが自ら積極的に行動して未来を切りひらいていくことを応援していきたいと考えています。そして、自分らしい、これからの生き方を「Life 2.0」(ライフ 2.0)と名付けました。「Life 2.0」のかたちは、人それぞれです。マニユライフ生命は、保険会社ならではの多面的な発想と先を見通すプランニングで、皆さまの健康で豊かな「Life 2.0」の実現をお手伝いします。詳しくはこちら Life 2.0 ガイド(<https://life2.0guide.jp/>)をご覧ください。

<『こだわり生き生き終身保険(外貨建)』別紙>

【第1保険期間5年 保険料払込期間10年 保険料を毎月払い込む場合のイメージ図】

※図はイメージです。実際に適用される積立利率および契約内容によって、積立金額・解約返戻金額・死亡保険金額は図の動きと異なります。



- 上図は、この保険商品の概要を表すためのイメージです。実際のご契約の推移に基づいて作成されたものではありません。実際に適用される積立利率および契約内容によって、積立金額・解約返戻金額・死亡保険金額は図の動きと異なりますので、ご注意ください。
- 第1保険期間中の死亡保険金額は、「基本保険金額に対する月払保険料×契約日から被保険者がお亡くなりになった日までの経過月数」となります。ただし、積立金額が「基本保険金額に対する月払保険料×契約日から被保険者がお亡くなりになった日までの経過月数」を超える場合は積立金額となります。なお、第1保険期間中の死亡保険金額は多くの場合、基本保険金額を下回ります。
- 第1保険期間と保険料払込期間の設定、性別、年齢等によって、解約返戻金や積立金の推移は異なります。なお、契約後10年間は、解約控除がかかります。
- 保険料払込期間中の積立金額・解約返戻金額は、多くの場合、月払保険料累計額を下回ります。なお、保険料払込期間満了後であっても下回る場合があります。
- この保険にかかる積立金の運用、死亡保険金等のお支払い等は、契約時に選択いただいた契約通貨建てで行います。そのため、死亡保険金等を円に換算した場合、為替レートの変動により、損失が生じるおそれがあります。

【主な取り扱い】

	最低	最高	単位	
	20,000米ドル／20,000豪ドル	3億円相当額 ^{*1*2*3}	1,000米ドル／1,000豪ドル	
基本保険金額	*1 契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。			
	*2 被保険者の契約年齢、お申し込みいただくご契約の第1保険期間・保険料払込期間やマニライフ生命の保険契約の加入状況により異なります。			
	*3 マニライフ生命所定の保険契約の保険金額を通算して、7億円(被保険者の契約年齢によって異なります)を超えることはできません。			
	<第1保険期間10年の場合の上限金額>			
	契約年齢	保険料払込期間10年(①)	保険料払込期間20年(②)	
	0*～15歳	500万円	—	
	16～19歳	1億円	1,000万円	
	20～24歳	2億5,000万円	3,000万円	
	25～49歳	3億円	3,000万円	
	50～65歳	3億円	3,000万円	
66～70歳	3億円	3,000万円		
71～80歳	2億円	—		
<第1保険期間5年の場合の上限金額>				
契約年齢	保険料払込期間10年(③)	保険料払込期間20年(④)		
0*～15歳	—	—		
16～19歳	1,000万円	1,000万円		
20～24歳	2,000万円	1,000万円		
25～49歳	2,000万円	1,000万円		
50～65歳	2,000万円	1,000万円		
66～70歳	1,000万円	1,000万円		
71～80歳	—	—		
*0歳は、申込日が出生の日からその日を含めて14日経過後とします。				

基本保険金額	<p>※①～④に記載の基本保険金額は、契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。</p> <p>※①～④に記載の基本保険金額を、それぞれの上限基本保険金額とします。</p> <p>※①～④を複数ご契約いただく場合は、以下のように取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新契約、既契約をあわせて、①～④の全契約を合計して①に記載の金額の範囲内とする。 ・新契約、既契約をあわせて、②～④の全契約を合計して②に記載の金額の範囲内とする。 ・新契約、既契約をあわせて、③～④の全契約を合計して③に記載の金額の範囲内とする。 										
保険料払込期間 および 契約年齢範囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険料払込期間</th> <th colspan="2">契約年齢</th> </tr> <tr> <th>第1保険期間5年</th> <th>第1保険期間10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年</td> <td rowspan="2">16～70歳</td> <td>0～80歳</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>16～70歳</td> </tr> </tbody> </table>	保険料払込期間	契約年齢		第1保険期間5年	第1保険期間10年	10年	16～70歳	0～80歳	20年	16～70歳
保険料払込期間	契約年齢										
	第1保険期間5年	第1保険期間10年									
10年	16～70歳	0～80歳									
20年		16～70歳									
死亡保険金 受取人の範囲	被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族										
最低保険料	30米ドル／30豪ドル										
保険料払込 方法(回数)	月払のみ										
保険料 払込方法 (経路)	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替扱（月払 ※登録制一括払を含む） ●クレジットカード扱*（月払 ※登録制一括払を含まない） <p>*クレジットカード扱は、月払保険料1,000米ドル／1,000豪ドルまでとなります。</p> <p>※全期前納をご選択の場合は、第1回目払保険料と前納保険料の合計額をお振り込みいただきます。</p>										
保険料 一括払 または前納	<ul style="list-style-type: none"> ●登録制一括払 <ul style="list-style-type: none"> ・毎回6ヵ月分または毎回12ヵ月分の契約通貨建ての保険料を円に換算した金額でお払い込みいただきます。 ・登録制一括払された金額のうち、1ヵ月分の契約通貨建ての保険料は、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。 <p>※保険料一括払期間中でのお申し出による、ご契約に充当していない契約通貨建ての保険料の払い戻しはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全期前納 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料払込期間10年を選択した場合のみ、保険料の全期前納が可能です。 ・全期前納以外の前納は取り扱いしません。 ・保険料を全期前納する場合には、円の他に契約通貨でもお払い込みいただけます。 ・全期前納された金額のうち、1ヵ月分の契約通貨建ての保険料は、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。 <p>※保険料前納期間中でのお申し出による、ご契約に充当していない契約通貨建ての保険料の払い戻しはできません。</p>										

「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」にはリスクがあります。

- この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額など」が、「お払込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人が負います。
 - ・ 契約通貨建ての保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お払込みのたびに変動(増減)します。
 - ・ 「円支払特約E型」を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金の額等は、「円支払特約E型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。このため、「契約時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」を下回ることがあります。

「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」にかかる費用は次のとおりです。

「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」には、保険関係費がかかるほか、解約、減額時、払済特別終身保険への変更時および払済定額終身保険への変更時に解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中には年金管理費がかかります。

■保険関係費

お払込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用などが控除されます。

※保険関係費は、契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

■解約、減額時、払済特別終身保険への変更時および払済定額終身保険への変更時にご負担いただく費用

◆解約、減額時、払済特別終身保険への変更時および払済定額終身保険への変更時に、契約日から解約した日、減額した日、払済特別終身保険への変更日および払済定額終身保険への変更日までの経過年月数(保険料をお払込みいただいた年月数)に応じて積立金額から解約控除をご負担いただきます。

◆解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。

※解約控除は、経過年月数(保険料をお払込みいただいた年月数)・保険料払込期間などによって異なるため、一律には記載できません。

※払済特別終身保険または払済定額終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。

■外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

◆円を外貨に交換し、保険料をお払込みいただく場合、対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信売買相場の仲値(TTM)の差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。(詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

◆死亡保険金などを外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。(詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

◆次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

①「円入金特約」を付加し、保険料を円でお払込みいただく場合

②「円支払特約E型」を付加し、死亡保険金などを円でお支払いする場合

③「無配当年金特約」および「円支払特約E型」を付加し、年金基金を円に換算する場合

④「無配当年金支払移行特約」および「円支払特約E型」を付加し、積立金を円に換算する場合

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「円入金特約」の為替レート	契約通貨の TTM+50 銭	
②③④「円支払特約 E 型」の為替レート	契約通貨の TTM-1 銭	契約通貨の TTM-3 銭

※2019年12月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

■無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中にご負担いただく費用

◆年金支払期間中、次の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用	
年金管理費 (年金支払の管理にかかる費用)	責任準備金額に0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。